型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第4489号	作業用救命衣（小型船舶用救命胴衣の要件に適合するもの）（膨脹式）	ＮＱＶ－ＡＴ型	日本救命器具株式会社	ベルト、締め具及びガス充気装置を変更

○国土交通省告示第八百四十五号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成二十八年六月十四日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年六月二十七日

国土交通大臣　石井　啓一

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第4538号	作業用救命衣（小型船舶用救命胴衣の要件に適合するもの）（膨脹式）	ベルト型	日本救命器具株式会社	保護布、ベルト、締め具及びガス充気装置を変更

○国土交通省告示第八百四十六号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成二十八年六月十四日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年六月二十七日

国土交通大臣　石井　啓一

型式承認番号	物件の名称	型式変更の内容
第4894号	小型船舶用救命胴衣（膨脹式）	ＮＱＶ－Ｙ型	日本救命器具株式会社	保護布、ベルト、締め具及びガス充気装置を変更

○国土交通省告示第八百四十七号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十八年六月十四日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年六月二十七日

国土交通大臣　石井　啓一

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第5416号	作業用救命衣（小型船舶用救命胴衣の要件に適合するもの）（膨脹式）	ＮＱＶ－Ｋ型	日本救命器具株式会社	東京都江東区東雲一丁目2番1号

○国土交通省告示第八百四十八号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第四十三条の九第一項の規定に基づき、平成二十八年六月十四日付けをもって次のように型式承認をしたので、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号）第三十七条の十五第二項において準用する海洋汚染防止設備及び大気汚染防止検査対象設備型式承認規則（昭和五十八年運輸省令第四十一号）第十二条の規定に基づき、公示する。

平成二十八年六月二十七日

国土交通大臣　石井　啓一

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第Ｐ－629号	粉末油ゲル化剤	Refs－AG－01	日本シールド株式会社	東京都大田区南蒲田二丁目28番地21号

○防衛省告示第百四十九号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十八年六月二十七日

防衛大臣　中谷　元

日時　平成二十八年七月四日から同月七日までの間、毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区域　豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(イ)　北緯三一度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(ウ)　北緯三一度二八分一三秒　東経一三三度五九分五一秒

(エ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三三度五九分五一秒

(オ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三三度三七分五一秒

(カ)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三三度三七分五一秒

実施艦等　自衛艦九隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「Ｂ」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百五十号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十八年六月二十七日

防衛大臣　中谷　元

日時　平成二十八年七月十一日及び同月十三日から同月十六日（予備、同月十二日及び同月十七日）までの間、毎日〇六〇〇から一九〇〇まで

区域　野島埼南方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三四度三五分一二秒　東経一四〇度一六分四八秒

(イ)　北緯三四度〇八分一二秒　東経一四一度〇一分四八秒

(ウ)　北緯三三度四四分一二秒　東経一四〇度一二分四八秒

(エ)　北緯三四度三一分一二秒　東経一四〇度〇七分四八秒

自衛艦十一隻

実施艦等

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「Ｂ」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百五十一号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十八年六月二十七日

防衛大臣　中谷　元

日時　平成二十八年七月十一日から同月十三日（予備、同月十四日及び同月十五日）までの間、毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区域　豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(イ)　北緯三一度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(ウ)　北緯三一度二八分一三秒　東経一三三度五九分五一秒

(エ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三三度五九分五一秒

(オ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三三度三七分五一秒

(カ)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三三度三七分五一秒

自衛艦九隻

実施艦等

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「Ｂ」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。